新潟市北区役所広告付き周辺案内地図設置事業者募集要項

新潟市北区役所に、広告枠を付属した周辺案内地図(以下、案内地図という。)を設置する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1. 目的

新潟市北区役所に北区内の地図情報及び企業広告を提供することにより、来庁者の利便性向上を図るとともに、広告掲載から得られる収入を市民サービスの向上に活用します。また、地元企業等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図ります。

2. 募集内容

「新潟市北区役所広告付き周辺案内地図設置事業仕様書」のとおり

3. 設置場所

新潟市北区役所は新庁舎への移転(令和3年1月~同年2月頃)を予定しており、現在の北区役所庁舎(以下、現庁舎という。)、移転後の新庁舎(以下、新庁舎という。)の所在地等はそれぞれ以下のとおりです。

(1) 現庁舎

ア 所在地 新潟市北区役所本館1階(正面玄関左脇)

新潟市北区葛塚 3197 番地

イ 開庁時間 午前8時30分~午後5時30分

ウ 閉庁日 土曜・日曜・祝日・年末年始 (臨時開庁する場合有り)

工 参考数值 新潟市全体 人口 789,638 人 340,718 世帯

うち北区 人口 74,006 人 29,274 世帯

(令和元年8月末現在 住民基本台帳人口)

北区役所窓口での戸籍・税関系証明書等発行件数

月平均 4,577 件数 (平成 30 年 4 月~平成 31 年 3 月実績)

(2) 新庁舎

新庁舎は、豊栄地区公民館を併設した施設となります。

ア 所在地 新潟市北区役所1階(総合待合付近)

新潟市北区東栄町1丁目地内 ※別紙のとおり

イ 開庁時間 午前8時30分~午後5時30分

ウ 閉庁日 土曜・日曜・祝日・年末年始 (臨時開庁する場合有り)

エ 参考 豊栄地区公民館について

年間利用者数(平成30年度実績) 48,225人

休館日 每月第1日曜

年末年始(12月29日~1月3日)

その他管理上必要と認めた日

4. 期間

案内地図設置にあたり、本市と市有財産賃貸借契約を締結していただきます。貸付期間は、現庁舎、新庁舎でそれぞれ下記のとおりとなります。

(1) 現庁舎

設置開始日から1年間とします。

(2) 新庁舎

設置開始日から4年間とします。

5. 応募資格

以下に掲げる事項を満たす者とします (個人での応募は不可)。

- (1) 新潟市に本社(店)又は支店、営業所を有していること。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て及び 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをし ていないこと。
- (6) 新潟市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と 社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。

6. スケジュール

本件事業者選定に関するスケジュールは、次のとおりとします。なお、下記の表に記載する期日等に変更が生じた場合は、応募者に対して改めて通知します(選定日は確定次第応募者に通知します)。

期日	内容
令和元年10月9日(水曜)	公募開始
令和元年10月16日(水曜)	質問提出期限
令和元年 10 月 18 日 (金曜)	質問回答期限
令和元年10月24日(木曜)	参加表明書(別添様式1)受付終了
令和元年 10 月 29 日 (火曜)	企画提案書等(参加表明書以外の提出書類)受付終了
令和元年 11 月 上旬	選定委員会にて事業者決定
令和元年 11 月 上旬	選定結果通知

7. 応募方法

以下の書類を直接持参により、期限までに提出してください。郵送、ファックス、電子メールによる申請は受け付けできません。

(1) 提出書類

	提出書類	部数	備考
1	参加表明書		別添様式1
2	会社概要 (パンフレット等)		任意様式
3	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		申込日前3ケ月以内
4	法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税 証明書(納税証明書その3の3)		に証明されたもの (写しでも可)
5	新潟市税の納税証明書(新潟市入札参加申込 用)		受付開始前1ケ月以内に証明されたもの(写しでも可)
6	企画提案書 <必須掲載事項> ① 企画概要及びPR ② 設置イメージ図(寸法等) ③ 設置までのスケジュール(広告主募集、搬入設置等) ④ メンテナンス体制(地図の更新方法、作業内容、頻度等) ⑤ 過去5年間における同種又は類似業務の実績(事業年度、自治体名等) ⑥ 自社の広告審査基準の有無(有る場合はその概要も) ⑦ 広告内容等に問題がある場合の対応(対応までの日数等) ⑧ 安全対策(転倒防止策、悪戯防止策等) ⑨ 環境への配慮(省エネ対策等)	5 部	任意様式
7	貸付料(広告分)提案書	1 部	別添様式2及び 様式3
8	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び 暴力団等の排除に関する誓約書添付資料名簿 (役員等一覧)	1 部	別添様式 4

(2) 提出先

新潟市北区地域総務課 総務グループ 〒950-3393 新潟市北区葛塚 3197 番地

電話:025-387-1125 (直通) FAX:025-387-1020

E-mail: chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp

(3) 提出期限

提出書類	提出期限		
参加表明書	令和元年 10 月 24 日 (木曜)		
企画提案書等(参加表明書以外の提出書類)	令和元年 10 月 29 日 (火曜)		

- ・受付時間は午前8時30分から午後5時00分(土曜・日曜・祝日を除く)です。
- (4) 応募にあたっての留意事項
 - 本事業への応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
 - ・ 提出書類の返却は行いません。
 - ・ 本市が必要と認める場合は、応募者に追加書類の提出を求めること、又は提出 書類について問い合わせることがあります。
 - ・ 本件に係る情報公開請求があった場合は、新潟市情報公開条例に基づき、提出 書類を公開する場合があります。
 - ・ 参加表明書(別添様式1)を提出期限までに提出した者であっても、「(1) 提出書類」の表に記載された書類の提出が期限内になかった場合は、本件プロポーザルへの参加を辞退したものと見なします。

8. 企画提案に関する質問と回答

企画提案書等の作成にあたっての質問を電子メールにより受け付けます。なお、確認 のため、電子メール送信後に電話連絡をお願いします。

また、質問に関する回答は、本要項及び仕様書等の記載内容の追加又は修正と見なします。

- (1) 質問受付期間 令和元年10月16日(水曜)
- (2) 電子メールアドレス chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 全応募者に電子メールで質問と回答を送付します。
- (4) 電話連絡先 025-387-1125

9. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 信義に反する行為、又は選定の公平性を害する行為があった場合

10. 事業者の選定方法

- (1) 選定方法
 - ・ 新潟市北区役所広告付き区内案内地図設置事業者選定委員会を設置し、事業者 の選定を行います。選定委員会は非公開とします。
 - ・ 提出いただいた書類に基づき、一者を選定します。次項「審査項目と評価基準」 により審査及び必要に応じてヒアリング等を実施し、総合的に評価します。なお、 提出書類や提案内容について、無断で選定以外の目的で使用したり情報を漏らし

たりすることはありません。

・ 選定の結果、一定の評価に達した事業者がいない場合は、適格者なしとします。

(2) 審査項目と評価基準

審査項目	評価基準	配点
実施体制	本事業の趣旨・目的への理解、設置スケジュール、 管理体制、過去の同種・類似実績	50/200
案内地図本体	見やすさ・分かりやすさ、独自提案・創意工夫、 広告審査体制、安全対策、省エネへの配慮	70/200
広告料	貸付料 (広告分) 金額の多寡	80/200

(3) 選定結果通知

- ・ 選定結果については、決定後速やかに応募者全てに通知します。選定の経過、 結果に関する疑義及び問い合わせには応じられません。
- ・ 本市ホームページ上においても、決定事業者を公表します。

11. 協定締結及び賃貸借契約の締結

- ・ 選定された事業者は、当事業の実施にあたり、本市と速やかに協議を行い、設置・ 運用に係る協定を締結するものとします。その際、協議の上、企画提案の一部を変 更する場合があります。また、協議の結果、設置に至らない場合があります。
- ・ 選定された事業者は、設置にあたり、本市と市有財産賃貸者契約を締結し、貸付 料を納付いただきます。また、別途、電気使用料の実費相当額を負担いただきます。

12. 広告について

本事業に係る広告取扱業務については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載 基準」、その他本市が定める規定により行うものとし、市は、同要綱等に基づき広告掲載前に事前審査を行うものとします。

13. その他

本要項で定めるもののほか、本事業の実施にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令、新潟市財産条例、新潟市公有財産規則、その他本市が定める規定、関係法令等によるものとします。

附則

この要項は、令和元年 10 月 9 日から施行し、決定事業者との協定締結日をもって、その 効力を失うこととします。

<問い合わせ先>

新潟市北区地域総務課

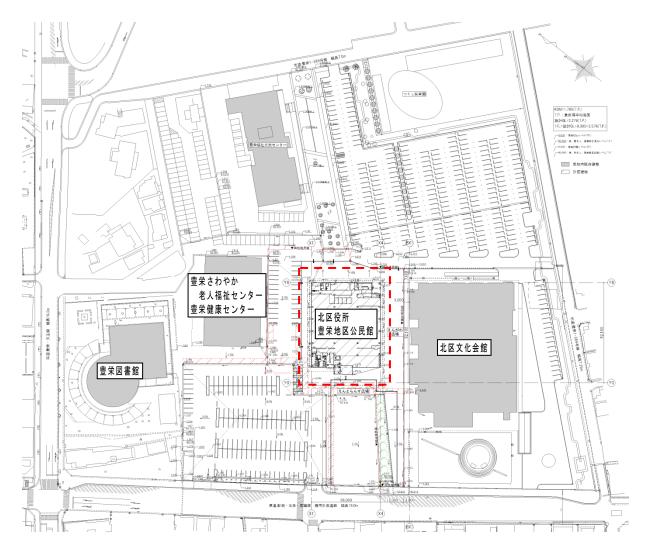
総務グループ

電話:025-387-1125 (直通)

FAX: 025-387-1020

E-mail: chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp

別紙 新庁舎 所在地



注1 上記図面は新庁舎建設及び各種関連工事の竣工後の参考配置図(令和4年度頃)と なっており、実際と異なる場合もあります。